

(証券コード9351)
2019年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番8号
東洋埠頭株式会社
代表取締役社長 原 匡 史

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
晴海トリトンスクエア X棟5階 オフィスタワーX貸会議室2
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第108期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第108期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- 〇ウェブサイト掲載分につきましてはご希望される株主様には郵送またはFAX送信させていただきますので当社総務部（03-5560-2701）までお申し出ください。
- 〇株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当社ウェブサイト <http://www.toyofuto.co.jp>

(添付書類)

事業報告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、設備投資や個人消費の下支えにより、緩やかな回復基調が続いたものの、海外経済の減速などを背景に輸出や生産の一部に弱さがみられました。

埠頭・倉庫業界におきましては、人手不足や原油価格の上昇に伴い作業費や運送費、燃料費などのコストが増加し、厳しい経営環境が継続しました。

このような経営環境の中、当社グループでは、グループ各社の連携を一層強化し、営業拡大、経営基盤の強化、社会的責任の向上に取り組んでまいりました。

国内総物流事業では、国内貨物や輸入青果物、コンテナターミナルの取扱数量が増加し、倉庫保管残高も前期を上回りました。また、国際物流事業では、ロシアでの貨物取扱いが増加しました。この結果、営業収入は前期を上回りました。しかし、人手不足や原油価格の上昇に伴う費用の増加に加え、設備投資による減価償却費の増加などもあり、営業利益は前期を下回りました。一方、営業外収益では雑収入が増加したことや前期は業務システム開発中止に伴う特別損失などを計上したことから、経常利益、最終利益は前期を上回りました。

以上の結果、当期の営業収入は341億3千2百万円（前期比6億7千万円、2.0%の増収）、営業利益は17億2千5百万円（前期比4千7百万円、2.7%の減益）、経常利益は19億1千1百万円（前期比1千4百万円、0.8%の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億5千1百万円（前期比2億9千2百万円、30.4%の増益）となりました。

セグメントの概況は次のとおりです。

*以下の営業収入及び営業利益は、セグメント間の取引を含んでいます。

○ 国内総合物流事業

国内総合物流事業の営業収入は、312億7千6百万円、前期比1.6%の増収、営業利益は15億9千8百万円、前期比3.6%の減益となりました。国内貨物の倉庫保管残高や、輸入青果物・コンテナターミナルでの取扱数量の増加により営業収入は前期を上回りました。しかし、作業費、運送費などが増加したこと、環境に配慮した設備の更新や施設の拡充を進めたことにより収益は圧迫されました。

《倉庫業》

倉庫業の営業収入は、103億6千4百万円、前期比3.4%の増収となりました。

平均保管残高は、29万トン（前期27万トン）、入出庫数量は、362万トン（前期369万トン）でした。普通倉庫貨物は、紙類は減少しましたが、合成樹脂や穀物が増加しました。輸入青果物は、バナナ、キウイが増加しました。冷蔵倉庫貨物は、畜産物、農産物は減少しましたが、水産物が増加しました。

《港湾運送業》

港湾運送業の営業収入は、79億円、前期比2.2%の増収となりました。

ばら積み貨物の取扱数量は、495万トン（前期532万トン）でした。川崎地区での石炭、残土の取扱いが減少しました。

コンテナ取扱数量は、243千T E U（前期219千T E U）でした。川崎港の新規航路開設などにより取扱いが増加したほか、志布志港での取扱いも堅調に推移しました。

《自動車運送業》

自動車運送業の営業収入は、石油化学品、輸入青果物などの取扱いが増加したことにより59億6千7百万円、前期比0.2%の増収となりました。

《その他の業務》

その他の業務の営業収入は、70億4千4百万円、前期比0.6%の減収となりました。ばら積み貨物の取扱い減少に伴い、施設収入が減少しました。

○ 国際物流事業

国際物流事業の営業収入は、31億3千万円、前期比4.9%の増収、営業利益は1億1千6百万円、前期比12.0%の増益となりました。ロシアでの国内貨物取扱いが拡大し、通関業務、輸送業務も堅調に推移しました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、1,955百万円で、その主なものは、次のとおりです。

①当連結会計年度中に完成・取得した主要設備

- ・東扇島支店において、コンテナ貨物用の省エネ型荷役機器を増備し、2018年4月より稼働しています。
- ・東扇島支店において、環境に配慮した冷蔵倉庫冷却設備を更新し、2018年5月より稼働しています。
- ・大阪支店において、危険品倉庫を2018年5月に新設しました。
- ・志布志支店において、コンテナ貨物用の省エネ型荷役機器を増備し、2018年6月より稼働しています。
- ・博多支店において、青果物加工センターを2019年1月に増設しました。

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・東扇島支店において、コンテナ貨物用の省エネ型荷役機器の増備が2019年9月に完了予定です。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

社債や新株式発行等による資金調達はありません。

金融機関からの借入れによって資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、日本経済が先行き不透明な状況にあることに加え、企業間の競争激化や人手不足によるコストの上昇等により、厳しい状況が継続することが予想されます。

このような経営環境の中、当社グループは総合物流企業集団として、お客様に満足度の高い物流サービスを提供するとともに、中長期的な観点から設備投資や業務改革を計画的に行ってまいります。そして、競争力のある企業体質を構築し、健全で持続的な成長により企業価値を高めてまいります。

次期におきまして、国内総合物流事業では、新しい施設の通年での寄与や新規集荷の拡大により、コンテナ・一般雑貨・タイヤ原料等の取扱い増加が見込まれます。国際物流事業では、ロシア及びその周辺国での貨物の取扱い増加を見込んでおります。

今後、当社グループが対処すべき課題とその取組みにつきましては次のとおりです。

① 営業の拡大

国内総合物流事業では、物流拠点の再編・集約化、作業・保管・運送業務の効率化等、最適な物流提案を積極的に行い取扱数量の増加を図ってまいります。

国際物流事業では、ロシアを中心とした周辺国での営業活動を強化し、取扱数量の増加を図ってまいります。また、ロシア、上海、バンコク等、当社グループの海外拠点間のネットワークを強化して、業務の拡大を図ってまいります。

② 計画的な設備の拡充

お客様に安心してご利用いただける、環境に配慮した新しい設備投資及び更新を計画的に行ってまいります。

大阪支店では危険品倉庫が2018年5月に竣工し、博多支店では青果物加工センターの増設が2019年1月に完了しました。

また、大井事業所での冷却設備の更新、志布志支店でのコンテナ貨物用の省エネ型荷役機器の増備等を計画しております。

今後もBCPを含めて、計画的に設備の拡充と更新を図ってまいります。

③ 新規事業への挑戦

物流用地の新規取得を図りながら、当社グループ全体の営業拠点の拡充や現有施設のさらなる活用を視野に入れ、新しい貨物の獲得、新しい事業モデルの構築に日々挑戦してまいります。

また、お客様によりいっそう満足いただけるよう、当社グループの事業を中心としてその周辺サービスの提供にも取り組んでまいります。

④ 経営基盤の強化

組織再編による体制強化と人材育成を推進してまいります。また、A I（人工知能）や自動化（機械やシステム）等の技術を活用し、お客様に輸送ルートの効率化や物流管理の省力化等物流コスト低減を実現する最適な物流サービスを提供することを目指します。

抜本的な業務の標準化・効率化を実施するため、情報システムの再構築を進めてまいります。

⑤ 労働環境の整備

物流業界での深刻な人材不足の状況に対応するため、積極的な求人活動を行うとともに、安全衛生活動の強化、労働時間短縮等の働き方の見直しを図り、人材の確保と安全で働きやすい職場環境作りを推進してまいります。

⑥ 社会的責任の向上

コンプライアンスの推進、リスク管理体制の強化、内部監査の充実、地域社会への貢献等を図り、社会的責任の向上に努めてまいります。

これらの対処すべき課題とその取組みにつきまして、当社グループでは、2017年度から2019年度を対象期間とする東洋埠頭グループ中期経営計画を策定し、推進しております。

計画達成に向けグループ一丸となって取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2015年度 第105期	2016年度 第106期	2017年度 第107期	2018年度 第108期 (当期)
営業収入 (百万円)	32,257	31,587	33,461	34,132
経常利益 (百万円)	1,290	1,744	1,896	1,911
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	298	1,130	959	1,251
1株当たり当期純利益 (円)	38.68	146.67	124.54	162.48
総資産 (百万円)	38,042	37,756	39,144	38,869

(注) 1. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益につきましては、第105期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(注) 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。これに伴い、総資産につきましては、第105期の期首に当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2015年度 第105期	2016年度 第106期	2017年度 第107期	2018年度 第108期 (当期)
営業収入 (百万円)	27,784	27,182	28,366	28,896
経常利益 (百万円)	1,502	1,603	1,652	1,764
当期純利益 (百万円)	911	1,024	787	1,178
1株当たり当期純利益 (円)	118.03	132.65	101.99	152.70
総資産 (百万円)	37,279	37,123	38,282	37,865

(注) 1. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益につきましては、第105期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(注) 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しております。これに伴い、総資産につきましては、第105期の期首に当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社東洋埠頭青果センター	100百万円	当社の出資比率 100%	港湾運送業、倉庫業、通関業
株式会社東洋トランス	100	同 100	航空貨物代理店業、国際複合一貫輸送業
東京東洋埠頭株式会社	50	同 100	一般貨物荷役業
鹿島東洋埠頭株式会社	30	同 75.5	港湾運送業、一般貨物荷役業
志布志東洋埠頭株式会社	20	同 90	港湾運送業、一般貨物荷役業、自動車運送業、倉庫業
東永運輸株式会社	20	同 100	自動車運送業
〇〇〇東洋トランス	1,000万ルーブル	同 100%	倉庫業、国際複合一貫輸送業
〇〇〇TB東洋トランス	145	同 100	通関業、輸送業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、国内総合物流事業、国際物流事業の二つの事業別セグメントで構成されております。

各事業の概要は次のとおりです。

① 国内総合物流事業

- 倉庫業： 倉庫施設（普通倉庫、サイロ、青果物倉庫、冷蔵倉庫等）における貨物の保管並びに出入庫作業及び荷捌作業を主とする業務
- 港湾運送業： 大型荷役機械を使用するばら積み貨物の海陸一貫作業や本船荷役作業、ターミナルでのコンテナ取扱作業などを主とする業務
- 自動車運送業： 貨物自動車等による輸配送を主とする業務
- その他の業務： 海上運送や通関、施設賃貸や工場構内作業を主とする業務

② 国際物流事業

株式会社東洋トランスとロシア現地法人である〇〇〇東洋トランス、〇〇〇TB東洋トランスによる国際輸送、倉庫、通関を主とする業務

(8) 主要な営業所

本 店：東京都中央区晴海一丁目8番8号
支 店：東京支店(東京都)・川崎支店(神奈川県)・東扇島支店(神奈川県)・大阪支店(大阪府)・博多支店(福岡県)・鹿島支店(茨城県)・志布志支店(鹿児島県)
事 業 所：大井事業所(東京都)
重要な子会社：株式会社東洋埠頭青果センター(大阪府)・株式会社東洋トランス(東京都)・東京東洋埠頭株式会社(東京都)・鹿島東洋埠頭株式会社(茨城県)・志布志東洋埠頭株式会社(鹿児島県)・東永運輸株式会社(大阪府)・〇〇〇東洋トランス(モスクワ)・〇〇〇TB東洋トランス(モスクワ)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
国内総合物流事業	654名	14名増
国際物流事業	122名	32名増
合 計	776名	46名増

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
287名	1名減

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	2,817百万円
株式会社みずほ銀行	2,817百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,790百万円
農林中央金庫	1,075百万円
第一生命保険株式会社	1,000百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 25,830,000株
(2) 発行済株式の総数 7,740,000株
(3) 株主数 6,033名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	669 千株	8.66 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	498	6.45
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	342	4.44
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	342	4.44
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	266	3.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	233	3.02
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	215	2.78
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	207	2.69
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	200	2.59
山 内 正 義	178	2.31

(注) 持株比率は自己株式（19,312株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	原 匡 史	
取 締 役	萩 原 卓 郎	経理部長
取 締 役	西 修 一	川崎支店長兼港運部長
取 締 役	山 口 哲 生	大阪支店長、九州地区統括
取 締 役	鈴 木 康 司	東扇島支店長、倉庫・運輸統括、鹿島支店管掌
取 締 役	三 上 慎 治	業務部長、青果営業部、経営企画部、国際営業部管掌
取 締 役	堀 尚 義	株式会社東光コンサルタンツ 代表取締役社長
監査役（常勤）	高 沢 由 二	
監 査 役	露 木 繁 夫	第一生命ホールディングス株式会社 代表取締役副会長執行役員
監 査 役	吉 野 保 則	株式会社ファルテック 監査役(社外)

- (注) 1. 取締役 堀尚義氏は、社外取締役です。
 2. 監査役 露木繁夫氏及び吉野保則氏は、社外監査役です。
 3. 監査役 吉野保則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 当社は、取締役 堀尚義氏、監査役 露木繁夫氏及び吉野保則氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

(2) 執行役員の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当
萩 原 卓 郎	常務執行役員 経理部長
西 修 一	常務執行役員 川崎支店長兼港運部長
山 口 哲 生	執行役員 大阪支店長、九州地区統括
鈴 木 康 司	執行役員 東扇島支店長、倉庫・運輸統括、鹿島支店管掌
三 上 慎 治	執行役員 業務部長、青果営業部、経営企画部、国際営業部管掌
坂 本 啓 則	執行役員 総務部長兼情報システム部、業務監査部担当
大 野 武 一	執行役員 東京支店長
地 曳 高 士	執行役員 志布志支店長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	144百万円 (4百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	28百万円 (9百万円)
合計 (うち社外役員)	11名 (3名)	172百万円 (13百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役の報酬等の総額のほか、2005年6月29日開催の第94回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を次のとおり支給しています。
取締役1名 14百万円
2005年7月以降、役員退職慰労金の新規の積み立てを停止しており、上記の支給額は、当該退任取締役の取締役就任時から2005年6月までの在任中の労に報いるためのものです。

(4) 社外役員等に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の会社との関係
- ・取締役 堀尚義氏は、当社の株主である株式会社東光コンサルタンツの代表取締役社長です。当社と同社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役 露木繁夫氏は、当社の筆頭株主である第一生命保険株式会社の持株会社である第一生命ホールディングス株式会社の代表取締役副会長執行役員です。当社と第一生命ホールディングス株式会社の完全子会社である第一生命保険株式会社との間には金銭借入等の取引があります。
 - ・監査役 吉野保則氏は、株式会社ファルテックの監査役(社外)です。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役 堀尚義氏は、当該事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席しています。経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜意見を述べています。
 - ・監査役 露木繁夫氏は、当該事業年度に開催された取締役会14回のうち12回、監査役会10回のうち8回に出席しています。他社における経営者としての立場及び当社の株主としての立場から意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
 - ・監査役 吉野保則氏は、当該事業年度に開催された取締役会14回、監査役会10回すべてに出席しています。公認会計士としての専門の見地から意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と社外取締役 堀尚義氏、社外監査役 露木繁夫氏及び吉野保則氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付で、法人名をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠について過去の監査実績及び報酬の推移に照らして検討を加えた結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを最重要課題の一つとして職務の執行に当たるよう教育、指導を徹底する。

イ. コンプライアンス委員会の活動については、取締役会、監査役会に報告する。

ウ. コンプライアンス委員会に下部組織を設置し、当社のコンプライアンスについて教育、指導を推進する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、執行役員会等の議事録及び職務執行に関する重要な稟議書等の文書は、法令及び当社の文書規程に基づいて管理、保存する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 事業上のあらゆるリスクに対処し、リスク全般を統括する組織として、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、予防対策及び有事の対策を講じる。

イ. リスク管理委員会に下部組織を設置し、迅速に当社のリスクを把握して、対策等を講じる。

ウ. 特に人命尊重、安全の確保には重点を置き、「全社ゼロ災推進本部」「支店ゼロ災推進本部」を設置し、ゼロ災活動を強化する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社は、経営の効率化を図り、コーポレート・ガバナンスを強化するため、執行役員制度を導入している。取締役会は迅速な意思決定と経営の監督を掌ることとし、取締役会の決定に基づき執行役員が業務執行を迅速且つ効率的に行っていく。

イ. 毎月定例の取締役会のほか、必要に応じて取締役会を開催して迅速に意思決定し、機動的に業務を執行する体制とする。

ウ. 経営会議を定期的に開催して、業務執行上の重要課題について掘り下げて議論し、戦略を練る。

エ. 執行役員会及び全国支店長会議を定期的に開催し、業務執行状況を確認するとともに経営方針の徹底を図る。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 使用人の職務の執行に当たっては、会社職制規程、職務分掌規程に従って責任体制、担当範囲を明確にする。

イ. 内部監査として業務監査部が定期的に業務監査を実施し、各業務の適法性について監査する。

ウ. コンプライアンス委員会が、随時コンプライアンスについて教育、広報を行う。

エ. 「行動の指針」を実践し、関係法令、社会のルールを遵守することを徹底する。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

ア. 当社のコンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンスを統括し、推進していくとともに、子会社各社にコンプライアンス推進責任者を置き、子会社各社のコンプライアンスを推進する。

イ. 子会社各社の経営については、その自主性を尊重しつつ担当執行役員が管理を行い、重要案件については事前協議を実施する。また、定期的に関係会社社長会を開催し、業務執行状況の報告を求める。

ウ. 当社のリスク管理委員会が当社グループのリスク管理体制を推進していくとともに、子会社各社にリスク管理推進責任者を置き、子会社各社のリスク管理を推進する。

エ. 当社の業務監査部が定期的に子会社各社の業務監査を実施し、適法性について監査する。

オ. 当社の監査役と子会社各社の監査役が当社グループの業務の適正を図るための連携を図る。

カ. 子会社各社の重要事項に関しては、社内規程に従い、当社の取締役会又は社長が承認する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助すべき使用人を必要とする旨申し出があった場合は、監査役と協議して補助すべき使用人を業務監査部の要員の中から選任する。

⑧ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事考課等は、監査役と協議して行う。
- イ. 当該使用人は監査役の指揮命令に従う。

⑨ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 当社グループの取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令及び社内規程に定める方法等に従い、直ちに監査役に報告する。
- イ. 当社グループの取締役又は使用人は、業務執行に関する重要事項について監査役に報告する。
- ウ. 上記ア. イ. の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをしない。
- エ. 当社の業務監査部は、当社グループの業務監査の結果を監査役に報告する。
- オ. 当社グループの監査役はグループ監査役会議を開催し、情報を共有する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は、当社グループの主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人から説明を求めることができる。
- イ. 常勤監査役は取締役会のほか経営会議、執行役員会及び全国支店長会議をはじめ重要な会議に出席する。
- ウ. 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行い連携を図る。
- エ. 監査役は、業務監査部及び子会社の監査役と連携を図りながら監査を行う。
- オ. 監査役会は、定期的に社長と面談し、意見の交換を行う。
- カ. 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

⑪ 反社会的勢力排除に関する事項

当社グループは、企業の社会的責任を十分認識し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、法令に則し毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス及び損失の危険に関する取組みの状況

コンプライアンス委員会を4回、リスク管理委員会を2回開催しました。全体研修及び内部通報制度の運用状況等について主管部所から報告を受け、また、その他コンプライアンス及びリスク管理に関する課題について議論し、対策を講じました。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に関する取組みの状況

経営の監督を掌り、迅速な意思決定を行うため、取締役会を14回開催しました。また、経営会議を24回、執行役員会を12回、全国支店長会議を12回、関係会社社長会を2回開催し、業務執行状況を確認するとともに経営方針の徹底を図りました。

③ 監査役の監査の実効性確保に対する取組みの状況

常勤の監査役は取締役会のほか、経営会議、執行役員会、全国支店長会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議及び委員会に出席しました。また、グループ会社の監査役とグループ監査役会議を開き、連携を図りました。

監査役会は社外取締役との意見等交換会を開き、連携を図りました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,652	流 動 負 債	11,011
現金及び預金	1,748	営業未払金	3,036
受取手形及び営業未収入金	4,045	短期借入金	5,136
原材料及び貯蔵品	162	リース債務	12
前払費用	106	未払金	811
その他	589	未払法人税等	139
貸倒引当金	△0	設備関係支払手形	822
		その他	1,052
固 定 資 産	32,217	固 定 負 債	7,687
有形固定資産	24,532	長期借入金	5,546
建物及び構築物	13,285	リース債務	16
機械及び装置	2,594	退職給付に係る負債	1,910
船舶及び車両運搬具	76	役員退職慰労引当金	8
工具、器具及び備品	86	資産除去債務	55
土地	8,461	その他	149
リース資産	27		
建設仮勘定	0	負 債 合 計	18,698
無形固定資産	124	純 資 産 の 部	
リース資産	1	株 主 資 本	18,909
その他	122	資 本 金	8,260
		資 本 剰 余 金	5,181
投資その他の資産	7,561	利 益 剰 余 金	5,528
投資有価証券	5,693	自 己 株 式	△61
長期貸付金	88	その他の包括利益累計額	1,169
繰延税金資産	358	その他有価証券評価差額金	1,322
その他	1,447	為替換算調整勘定	164
貸倒引当金	△26	退職給付に係る調整累計額	△318
資 産 合 計	38,869	非 支 配 株 主 持 分	92
		純 資 産 合 計	20,171
		負 債 純 資 産 合 計	38,869

(百万円未満切捨)

連結損益計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営業収入		34,132
営業原価		30,678
営業総利益		3,453
販売費及び一般管理費		1,728
営業利益		1,725
営業外収益		393
受取利息	2	
受取配当金	152	
受取地代家賃	89	
その他	149	
営業外費用		207
支払利息	122	
持分法による投資損失	25	
為替差損	47	
その他	12	
経常利益		1,911
特別利益		49
固定資産売却益	16	
投資有価証券売却益	33	
特別損失		106
固定資産除却損	106	
税金等調整前当期純利益		1,854
法人税、住民税及び事業税	413	
法人税等調整額	178	
当期純利益		1,262
非支配株主に帰属する当期純利益		10
親会社株主に帰属する当期純利益		1,251

(百万円未満切捨)

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 利 余 金	利 益 利 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 値 差 額 評 価 額	退 職 給 付 為 替 換 算 累 計 額	退 職 給 付 係 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	8,260	5,181	4,663	△61	18,044	1,715	127	△178	1,665	81	19,792
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当			△386		△386						△386
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,251		1,251						1,251
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0						△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						△393	37	△140	△496	10	△485
当 期 変 動 額 合 計	—	—	865	△0	864	△393	37	△140	△496	10	379
当 期 末 残 高	8,260	5,181	5,528	△61	18,909	1,322	164	△318	1,169	92	20,171

(百万円未満切捨)

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,050	流動負債	11,032
現金及び預金	1,577	営業未払入金	2,742
受取手形	23	短期借入金	4,026
営業未入金	3,625	長期借入金 (一年以上返済済)	1,916
原材料及び貯蔵品	153	リース債	11
前払費用	92	未払費用	718
立替金	260	未払法人税等	398
短期貸付金	71	預り金	122
その他の他	244	設備関係支払手形	95
貸倒引当金	△0	その他	822
			177
固定資産	31,814	固定負債	6,699
有形固定資産	25,120	長期借入金	5,532
建物	11,586	リース債	16
構築物	2,429	退職給付引当金	838
機械及び装置	2,515	資産除去債	55
車両運搬具	13	その他	123
工具、器具及び備品	70	繰延税金負債	133
土地	8,480		
リース資産	25	負債合計	17,732
建設仮勘定	0	純資産の部	
無形固定資産	122	株主資本	18,844
ソフトウェア	50	資本金	8,260
港湾等施設利用権	57	資本剰余金	5,181
その他の施設利用権	11	資本準備金	4,276
リース資産	1	その他資本剰余金	905
投資その他の資産	6,572	利益剰余金	5,437
投資有価証券	5,091	その他利益剰余金	5,437
関係会社株式	311	固定資産圧縮積立	307
長期貸付金	2,002	買換資産積立	418
従業員長期貸付金	4	別途積立	670
差入保証金	247	繰越利益剰余金	4,041
長期前払費用	763	自己株式	△36
その他の他	64	評価・換算差額等	1,288
貸倒引当金	△1,914	その他有価証券評価差額金	1,288
資産合計	37,865	純資産合計	20,132
		負債純資産合計	37,865

(百万円未満切捨)

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営 業 収 入		28,896
営 業 原 価		26,305
営 業 総 利 益		2,591
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,151
営 業 利 益		1,439
営 業 外 収 益		460
受 取 利 息 及 び 配 当 金	173	
そ の 他	287	
営 業 外 費 用		135
支 払 利 息	130	
そ の 他	5	
経 常 利 益		1,764
特 別 利 益		45
固 定 資 産 売 却 益	12	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	33	
特 別 損 失		108
固 定 資 産 除 却 損	108	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,701
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	353	
法 人 税 等 調 整 額	168	522
当 期 純 利 益		1,178

(百万円未満切捨)

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算 差額等 その 他有 価 差 額 金	純資産 合 計		
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式			株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金									利 益 剰 余 金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	買 換 資 産 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
当期首残高	8,260	4,276	905	5,181	312	428	670	3,233	4,644	△35	18,051	1,673	19,725	
当期変動額														
固定資産圧縮 積立金の取崩					△4			4	—		—		—	
買換資産積立 金の取崩						△10		10	—		—		—	
剰余金の配当								△386	△386		△386		△386	
当期純利益								1,178	1,178		1,178		1,178	
自己株式の取得										△0	△0		△0	
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額(純額)												△385	△385	
当期変動額合計	—	—	—	—	△4	△10	—	807	792	△0	792	△385	406	
当期末残高	8,260	4,276	905	5,181	307	418	670	4,041	5,437	△36	18,844	1,288	20,132	

(百万円未満切捨)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

東洋埠頭株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 秀 之 (印)
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 江 下 聖 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋埠頭株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋埠頭株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

東洋埠頭株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上秀之	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江下聖	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋埠頭株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用状況について報告を受け、説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本監査報告書作成時点において有効であることを確認しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、

必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月29日

東洋埠頭株式会社 監査役会

監査役(常勤)	高 沢 由 二	Ⓔ
監査役(社外監査役)	露 木 繁 夫	Ⓔ
監査役(社外監査役)	吉 野 保 則	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的に配当を継続するという基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、193,017,200円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期が満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	はら まさ ふみ 原 匡 史 (1959年11月12日生)	1985年4月 当社に入社	11,900株
		2009年6月 執行役員経営企画部長 2010年6月 取締役執行役員業務部長兼営業部、経営企画部担当 2013年4月 取締役常務執行役員業務部長兼港運部長兼営業部、 青果営業部、国際営業部担当 2014年4月 代表取締役社長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 現在、代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験、実績、見識を有していることから、引き続き取締役候補者とするものです。			
2	はぎ わら たく ろう 萩 原 卓 郎 (1959年9月15日生)	1982年4月 当社に入社	3,800株
		2009年6月 執行役員経理部長 2010年6月 取締役執行役員経理部長兼情報システム部、施設部担当 2014年4月 取締役執行役員経理部長兼情報システム部担当 2015年4月 取締役常務執行役員経理部長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 長年にわたる管理部門での業務執行を通じ、会社経営における豊富な経験、実績、見識を有していることから、引き続き取締役候補者とするものです。			
3	にし しゅう いち 西 修 一 (1961年1月16日生)	1986年11月 当社に入社	3,000株
		2010年6月 執行役員志布志支店長 2014年4月 執行役員川崎支店長 2014年6月 取締役執行役員川崎支店長 2016年4月 取締役執行役員川崎支店長 港運部管掌、担当 2017年4月 取締役常務執行役員川崎支店長兼港運部長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 志布志支店長、川崎支店長を歴任し、当社の業務及び物流業界における豊富な経験、実績、見識を有していることから、引き続き取締役候補者とするものです。			
4	やま ぐち てつ お 山 口 哲 生 (1957年7月20日生)	1981年4月 当社に入社	2,700株
		2010年6月 執行役員博多支店長 2013年4月 執行役員大阪支店長 2014年6月 取締役執行役員大阪支店長 2016年9月 取締役執行役員大阪支店長、九州地区統括 2019年4月 取締役執行役員大阪支店長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 博多支店長、大阪支店長を歴任し、当社の業務及び物流業界における豊富な経験、実績、見識を有していることから、引き続き取締役候補者とするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	ナヅ 鈴木 康 司 (1960年1月23日生)	1982年4月 当社に入社 2013年4月 執行役員博多支店長 2015年4月 執行役員東扇島支店長、京浜地区倉庫・運輸統括 2016年6月 取締役執行役員東扇島支店長、京浜地区倉庫・運輸統括 2018年4月 取締役執行役員東扇島支店長、倉庫・運輸統括、 鹿島支店管掌 2019年4月 取締役執行役員東扇島支店長、倉庫・運輸統括 (現任)	2,900株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>博多支店長、東扇島支店長を歴任し、当社の業務及び物流業界における豊富な経験、実績、見識を有していることから、引き続き取締役候補者とするものです。</p>		
6	ミ 三 上 慎 治 (1965年3月21日生)	1987年4月 当社に入社 2014年4月 執行役員青果営業部長兼川崎支店青果部長 2015年1月 執行役員青果営業部長兼川崎支店青果部長 兼大井事業所長 2016年4月 執行役員青果営業部長兼川崎支店青果部長 2017年6月 取締役執行役員青果営業部長兼川崎支店青果部長 2018年4月 取締役執行役員業務部長、青果営業部、経営企画部、 国際営業部管掌 (現任)	1,900株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>長年にわたる営業部門での業務執行を通じ、当社の業務及び物流業界における豊富な経験、実績、見識を有することから、引き続き取締役候補者とするものです。</p>		
7	ホリ 堀 尚 義 (1946年7月10日生)	1969年4月 株式会社東光コンサルタンツに入社 1992年11月 同社取締役本社事業部副事業部長 1997年11月 同社常務取締役本社事業部長 1998年8月 同社代表取締役社長 (現任) 2015年6月 当社取締役 (現任)	0株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社の株主である株式会社東光コンサルタンツの代表取締役社長であり、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されています。経営者として豊富な経験、実績、見識を有していることから、引き続き取締役候補者とするものです。</p>		
8	タ 田 中 明 夫 (1956年7月14日生) (新任候補者)	1979年4月 第一生命保険相互会社に入社 2008年4月 同社執行役員西日本営業本部長兼九州営業局長 2010年4月 第一生命保険株式会社執行役員西日本営業本部長 兼九州営業局長 2012年4月 同社常務執行役員西日本営業本部長兼西日本営業局長 2013年4月 同社常務執行役員名古屋総局長 2015年4月 同社常務執行役員中部総局長 2018年4月 日本物産株式会社代表取締役社長 (現任)	0株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社の株主である第一生命保険株式会社の常務執行役員の経験があり、日本物産株式会社の代表取締役社長を現任し、経営者として豊富な経験、実績、見識を有していることから、様々な助言・提言を期待し、社外取締役候補者とするものです。</p>		

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 堀尚義氏及び田中明夫氏は社外取締役の候補者です。
3. 堀尚義氏は現在当社の社外取締役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 堀尚義氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。堀尚義氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。また、田中明夫氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定です。その契約の内容の概要は、次のとおりです。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 田中明夫氏は2019年6月27日に開催される大和自動車交通株式会社の定時株主総会において社外取締役に選任される予定です。
6. 堀尚義氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
7. 田中明夫氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定です。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役全員（3名）は任期が満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たか さわ ゆう じ 高 沢 由 二 (1948年12月13日生)	1972年4月 当社に入社 1999年6月 大阪支店長 2002年6月 取締役大阪支店長 2005年6月 取締役執行役員大阪支店長 2006年6月 取締役常務執行役員大阪支店長 2008年6月 常務執行役員東京支店長 2010年6月 常務執行役員鹿島支店長 2015年4月 顧問 2015年6月 常勤監査役(現任)	8,300株
2	よし の やす のり 吉 野 保 則 (1953年8月18日生)	1985年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)に入所 2000年5月 監査法人太田昭和センチュリー(現EY新日本有限責任監査法人)社員(現パートナー) 2006年5月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員(現シニアパートナー) 2014年6月 同法人退所 2015年6月 株式会社ファルテック社外監査役(現任) 同年同月 当社監査役(現任)	0株
3	やま もと ひろ き 山 本 博 毅 (1968年3月12日生) (新任候補者)	1998年4月 弁護士登録 同年同月 原・竹下法律事務所(現原合同法律事務所)に入所 2009年4月 原合同法律事務所にパートナー(社員弁護士)として参加(現任) 2012年2月 ユニオンツール株式会社社外監査役 2014年2月 同社社外取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 吉野保則氏及び山本博毅氏は、社外監査役の候補者です。
 3. 吉野保則氏は株式会社ファルテックの社外監査役であり、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、会社財務・法務に精通し、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役候補者とするものです。
 4. 山本博毅氏はユニオンツール株式会社の社外取締役です。弁護士として会社法務に精通し、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役候補者とするものです。
 5. 吉野保則氏は現在当社の社外監査役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

6. 吉野保則氏及び山本博毅氏は選任後、会社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定です。その契約の内容の概要は次のとおりです。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。
7. 吉野保則氏及び山本博毅氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠監査役竹下正己氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
竹下正己 (1946年12月17日生)	1971年7月 弁護士登録 同年同月 原秀男法律事務所（現原合同法律事務所）に入所 2009年4月 原合同法律事務所代表 現在に至る	0株
<p>【補欠監査役候補者とした理由】 会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通し、会社経営を統治する十分な見識を有していることから、補欠監査役候補者とするものです。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹下正己氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3. 竹下正己氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定です。その契約の内容の概要は、次のとおりです。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

メモ欄

メモ欄

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区晴海一丁目8番10号
 晴海トリトンスクエア X棟 5階
 オフィスタワーX貸会議室2
 T E L (03) 5560-2701



都営地下鉄大江戸線 勝どき駅 (A2b出口) 下車
 徒歩約10分

※A2a出口は平日7時～10時の間は入口専用のため出場不可となります。
 ご来場の際はA2b出口をご利用ください。

※勝どき駅からは、晴海トリトンスクエア方面、第一生命ホール方面
 を目印にお進みください。